

医療法人財団浩誠会 霧島杉安病院

I 理事長（管理者） 杉安 浩一郎

II 診療科目	内科	循環器内科	消化器内科	外科	整形外科
	脳神経外科	リウマチ科	リハビリテーション科		放射線科
	泌尿器科				

III 病床数 103床

IV 外来診療時間 平 日 午前 8時30分 ~ 12時00分
午後 13時30分 ~ 17時00分

土曜日 午前 8時30分 ~ 12時00分

休診日 日曜日・祝祭日・年末年始
(ただし急患の方は時間外でも診療いたします)

V 入院基本料および看護体制

東3階病棟

当病棟は定員35人の一般病棟で、一般病棟入院基本料の急性期一般入院料6（22床）および地域包括ケア入院医療管理料2（13床）を算定しています。

- 当該病棟は1日11人以上の看護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの 看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方17時から翌朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

東2階病棟

当該病棟は定員34人の療養病棟で、回復期リハビリテーション病棟入院料2を算定しています。

- 当該病棟は1日8人以上の看護職員と4人以上の介護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの 看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方17時から深夜1時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- 深夜1時から朝9時までの看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

西3階病棟

当該病棟は定員20人の療養病棟で、療養病棟入院基本料1を算定しています。

- 当該病棟は1日4人以上の看護職員と4人以上の介護職員が勤務しています。
- 朝9時から夕方17時までの 看護職員 介護職員それぞれ1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方17時から翌朝9時までの看護職員 介護職員それぞれ1人当たりの受け持ち数は20人以内です。

VI 入院診療計画、院内感染防止対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共働して、患者様に関する診療計を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策の基準を満たしています。

VII 地方厚生（支）局長への届出事項について

当院は九州厚生局長に下記の届出を行っています。

1) 入院時食事療養（I）について

当院は入院時食事療養（I）の届け出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

2) 基本診療料及び特掲診療料の施設基準に係る届出

[基本診療料]

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6） ○療養環境加算 ○食堂加算
- 地域包括ケア入院医療管理料2 ○看護職員配置加算
- 療養病棟入院基本料1 ○療養病棟療養環境加算1
- 回復期リハビリテーション病棟入院料2
- 診療録管理体制加算3
- 後発医薬品使用体制加算1
- 感染対策向上加算2 ○連携強化加算 ○サーバイランス強化加算
- データ提出加算1、3 ○入退院支援加算1
- 救急医療管理加算 ○重症者等療養環境特別加算

[特掲診療料]

- 輸血管理料Ⅱ
- 胃瘻造設術（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- 酸素(CE.大型ポンベ.小型ポンベ)
- 地域連携診療計画加算
- がん治療連携指導料 ○薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算（Ⅱ）
- CT撮影(16列以上64列未満マルチスライス) および MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)
- 運動器リハビリテーション料（I）および初期加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）および初期加算
- 呼吸器リハビリテーション料（I）および初期加算
- 集団コミュニケーション療法料
- 在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I） ○入院ベースアップ評価料43

VIII 指定医療機関

- 生活保護法による医療機関
- 身体障害者福祉法による医療機関（更生医療）
- 特定疾患治療研究事業委託医療機関
- 公害健康被害補償法による医療機関
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 省令に基づき認定された救急病院